

# 平成23年第4回甲良町議会臨時会会議録

平成23年11月29日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の決定  
第3 議案第30号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
第4 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願  
追加1 意見書第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	西川誠一	2番	丸山光雄
3番	丸山恵二	4番	木村修
5番	金澤博	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	河上達次郎	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	藤堂与三郎

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	山本貢造	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	茶木作夫	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	総務課参事	陌間忍

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和 書記 宝来正恵

(午前 9時50分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年第4回甲良町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 丸山光雄議員および3番 丸山恵二議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

これより、北川町長のあいさつを求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成23年第4回臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平成23年度も第3四半期の半ばを過ぎる時期となり、各般の事業は計画的に遂行できるよう鋭意取り組んでいるところであり、今後一層の努力をしてまいり所存であります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第30号は、甲良町職員の給与に関する条例等の一部改正で、民間給与との格差に基づき人事院勧告がなされたことにより、地方公務員についても準拠して改正するものです。

主な改正点は、月齢級を4月にさかのぼって0.23%引き下げ、現給保障対象職員の給料支給率の改定を行うものです。

以上、何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくご説明いたします。どうぞよろしくご説明申し上げます。

○藤堂議長 次に、日程第3 議案第30号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第30号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○陌間総務課参事 それでは、議案第30号 甲良町職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正は、人事院勧告に基づき、甲良町職員の給料表の改正と所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正は、別表第1を次のように改めるものでございます。

別表第1（第3条関係）。

次の表は、今回の人事院勧告に伴い改正する行政職給料表でございます。改正内容につきましては表のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、4ページの第2条をお願いいたします。

第2条は、今回の人事院勧告に伴い、平成18年条例第7号を改正するものでございます。

付則第7項は、給料の切りかえに伴う経過措置の規定でございまして、最低号給を受けている特定職員についても1.5%減額の対象とする改正でございます。

また、現給保障対象職員のうち、平成21年度改定で減額対象となった職員の給料支給率を100分の99.1、それ以外の職員の給料支給率を100分の99.34に改定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

付則といたしまして、第1項、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときはその日から施行する。

第2項は、4月から11月までの差額相当分については12月の期末手当で減額調整を行う特例措置に関する規定でございます。

一番下の第3項は、規則への委任でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 2番 丸山です。

こういう条例を聞いていてあまりよくわからないもので、ちょっと道を外れたようなことを聞くかもしれません。ちょっと簡単なことを聞きます。

人事院勧告というのと第28条の第2項というのは、これはどういう法令なのか、条例なのかということですね。

それともう一つ、人事院による国家公務員の給与に関する勧告というのは、これは命令文になるのか。そのような感じがするけど命令文なのか、その3つをお答え願います。

○藤堂議長 総務課参事。

○陌間総務課参事 まず、人事院勧告でございますけれども、一応国とか県、政令都市、大きい市については人事委員会がございまして、そこで給料を民間給料との比較をして、その該当する地方自治体の給料を改定していくというのが本筋でございますけれども、町レベルでは人事委員会がございません。そこで、国に人事院がございまして、民間の給料と公務員との給料、国家公務員との給料を比較して、民間給料のほうが低ければ公務員の給料を下げると。要は50人以上の企業を対象に、大体1万人ぐらいの社員さんで全国を国の人事院の方が比較して、4月1日現在で民間の給料と国家公務員の給料を比較して公務員のほうが高ければ公務員のほうを下げると。民間のほうが高ければ公務員の給料を上げるという制度がございます。

それで、ちょっと28条2を飛ばさせてもらって、3番目の命令かということ、一応町ではそういう人事委員会がございませんので、国の人事院勧告を遵守させていただいて、甲良町ができてからずっと人事院勧告を守らせてもらって給与改正を行っていく、そういう状況でございます。

それと、28条の2、多分丸山議員が言われているのは第7項のところですね。違いましたか。

○藤堂議長 丸山議員、何条の何項ですか。

○丸山光雄議員 第28条の第2項という、この条例は法令なのか、どういう法律なのか、どういう条例なのかということです。

○陌間総務課参事 第7項の新旧対照表のほうでちょっといかせていただいてよろしいですか。新旧対照表の8ページのところに、28条関係が出ております。ここ、第7項につきましては給料の切りかえに伴う経過措置ということで、第28条関係が幾つか出ております。この中で28条の……。

○藤堂議長 丸山議員、28条の2条でよろしいんですか。

○丸山光雄議員 2項。

○藤堂議長 地方公務員法が何法。

○陌間総務課参事 わかりました。再任用職員のことでございます。再任用職

員で、要は先ほど説明させていただきましたが、6級の特定職員につきましては1.5%の減額を行うということが去年の改定でございました。今回、この6級の最低号給をもらっている人についても1.5%の減額の対象になるという今回の改正でございます。

その中の例外規定で28条関係が出ておりまして、再任用職員でございます。再任用職員については今回の1.5%の減額の対象にはならないというところの規定でございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

3点、お尋ねいたします。

今回の人事院勧告に基づいて、支給金額が減額をされるというように理解しますが、町としては総額幾らの減額になるか。これが1点ですね。

それから、もう一つの2点目は、労組との協議、話し合い、これを行ったかどうか。そして、行った場合はどういう内容だったのか。これが2点目です。

それから、3点目は、丸山議員も質問の中に触れたというように思いますが、町独自で引き下げに同調しない場合、判断をすればペナルティー、これが課せられるのか。つまり法的遵守の義務が地方自治体にあるのかどうかですね。つまり言葉で見れば勧告ですから、こうしなさいよということで勧告をする内容です。命令よりはやわらかいというように国語上は思いますが、その点の法的な位置づけのところを聞いていると思いますが、私もこの人事院勧告、ずっと守るべきもの、それから、地方自治体で人事院が設置されているところは人事院でこういう勧告を行っていくわけですけども、国の人事院を町が受けて、そのことについて同調しない判断をした場合のペナルティー等が課せられるのか。この3点、よろしくお願いします。

○藤堂議長 総務課参事。

○陌間総務課参事 私の方から、1番目と2番目についてお答えをさせていただきます。

今回の改正によりまして、減額額がどれぐらいかというご質問でございます。大体甲良町の平均年齢が47歳ぐらいでございますので、そこら辺で試算をさせていただきますと、そこらあたりの職員で、今回1,300円の減額になります。減額対象者が60人ほどおりまして、給料とボーナスを含めまして約120万程度の減額になると考えております。

第2点目でございますけれども、組合との協議でございますが、一応組合の委員長との協議は終わっておりまして、一応人勧のとおりにさせていただ

くということで了解は得ております。

以上でございます。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 3点目のペナルティーの関係でございます。

このことにつきましては、特別に明記されたものについては明確にはわかっておりませんが、給料をそのまま、あるいは高くするというふうなことで町独自で考えるということになってまいりますと、財政事情として一定裕福な自治体というふうなことも認定をされていこうかというふうなこともございます。特に交付税の関係でどのような形で反映されてくるかが少しわからないというふうなこともございまして、従来から人事院勧告に従った形でこの給料についての人事については確定をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 3点目のところの総務課長が答弁いただいたところですが、間接的なところで守らなかったところが財政裕福な自治体と判断されるおそれがあるということなのですが、直接的なペナルティー、つまり人勸をその自治体に適用するということを判断しなかった自治体に、人勸そのものにペナルティー、つまり何らかの処罰なり、罰則ないしはそういうたぐいの行政的な命令を守らなかった。命令ではありませんけれども、勧告を守らなかったという点で、直接的なペナルティーがあるかという点で、再度お聞きします。

今、答弁いただいたのはすべて間接的でありまして、このことがおそれがあるということだけなのか、それとも人勸、それから政府の方針でも何らかの形でこの人勸を守るべきという中身があるかどうかですね。これをお示しいただきたいと思えます。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 おっしゃっていただきましたように、近隣で今議員がおっしゃったようなもので確たるものは存じ上げないわけでございますけれども、交付税関係での影響があるだろうという思いは持っております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 反対討論をさせていただきます。

私どもは労使の関係、労使の協定、労使の話し合いのもとで処遇、待遇に

については合意をされていく。給料についてもそうですし、それぞれの休暇などなど、諸手当についても労使関係で解決をしていく問題だというように立場をとっています。しかしながら、人事院勧告、つまり国の権限でそういうことを勧告をしていくことについて疑問を持っているものであります。

それは、公務員がスト権など労働者の権利制限を強いられています。その中でのがえの制度としてつくられた待遇改善の判断を提示する人事院が、逆に労働者の待遇を切り下げる役割を果たしていることを遺憾に思うものでありますし、説明文にありますように、4月時点で公務と民間の均衡が図られる必要があるという点で、民間が下がれば公務員関係は下がってくる。民間が下がるのは今いろいろな賃金の切り下げなどが行われて、民間が下がれば公務が下がる。そして、次はまた民間が下がれば公務が下がる。シーソーゲームどころか、段階的に下がっていくこととなります。

3つ目に、世界経済の低迷、日本の落ち込みの原因を労働者の責任で転嫁するものでありまして、家計をさらに冷え込ませるものとなります。金余り現象の巨大企業や富豪家への応分の負担を求めることを道理ある方向であるというように思いますし、アメリカやヨーロッパで今広がっています数億、数十億の所得を上げる富豪家が、私たちに税金をとということでグループを組んで声明を出し、そして、アメリカ議会に請願、要請を出す、こういう流れが出ているときであります。そういう点でも、公務員労働者にしわ寄せをする点では容認できない点であります。

4つ目に、町が独自の判断を活かして労働者を守る防波堤の役割を果たすことを求めたいと思うのであります。

先ほどの質疑の中でも明らかになりましたが、減給分、つまり120万円の減給であります。このことが経済波及にどう影響するのか。つまりこれで経済的に甲良町が楽になるという問題ではありません。先ほどペナルティーのことを言いましたが、これを守らなかったことによって特別交付金が減額されるおそれがあるということでもあります。それぞれの条例に基づいた地方自治体の判断ということで、そういう横暴があればしっかりと政府、国の機関に要請をして、そういう横暴をやめさせるというのが立場でありますし、労働者を守る側でぜひとも判断していただきたいということで、この条例の改正については反対、容認をできないことを表明させていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 請願第2号を議題といたします。

本請願については、藤堂一彦議員が紹介議員となっておられますので、藤堂一彦議員から提案説明を求めます。

8番 藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 免税軽油制度の継続を求める請願ということで、東びわこ農業協同組合、彦根市川瀬馬場町922の1、経営管理委員会会長、梅本勇、代表理事理事長、澤憲一から甲良町議会に請願が出されておりますので、紹介議員として私がならせさせていただきましたので、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

免税軽油制度の継続を求める請願。

請願趣旨。

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正により2012年(平成24年)の3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油取引税(リッター当たり32円10銭)を免税するという制度で、農業用の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。この制度の継続は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上の趣旨から、現行の免税軽油制度を継続されることの意見書を政府関係機関に提出していただくよう請願いたします。

請願項目。

現行の免税軽油を継続すること。

ちなみに、私も農業をやっておりますけども、この制度を利用させていただいて免税軽油を申請させていただいています。

以上であります。

○藤堂議長 お諮りをいたします。

これより、審査願います請願第1号につきましては、会議規則第92条第2

項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、請願第2号を採決いたします。  
お諮りをいたします。  
本案、請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。  
起立全員であります。  
よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。  
追加議案の都合により、しばらく休憩をいたします。  
再開は10時30分ということをお願いいたします。  
なお、休憩中に議会運営委員会が開催されるようお願いいたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
先の休憩中に議会運営委員会が開催され、日程について協議され、意見書について追加日程として処理することになりましたので、追加日程第1 意見書第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書(案)について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年11月29日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者 藤堂一彦議員。

賛成者 西澤議員。同じく賛成者 建部議員、賛成者 木村議員、賛成者 宮寄議員。

○藤堂議長 本意見書については、藤堂一彦議員から提出されておりますので、藤堂一彦議員、提案説明を求めます。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 私の方から、意見書の案を朗読させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

これまで農家の経営に寄与してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって平成24年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油について軽油取引税（1地リットル当たり32円10銭）を免税するという制度で、農業用機械（耕耘機、トラクター、コンバインなど）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機などが対象で、道路を走行しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

地方税法の改正により、軽油取引税が道路特定財源から一般財源に変わったことを理由に免税軽油制度を廃止することは容認できません。道路財源として使用しないのであれば、直ちに軽油取引税自体を廃止すべきであり、農業、漁業、鉄道、建設業に負担を押しつける方法は産業に重大な影響を与える安易な増税となります。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担増は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜、園芸をはじめ農業経営への影響は深刻です。

制度の継続は、地域農業の振興や食料自給率を向上させるという観点から見ても有効な制度であり、その継続が強く望まれています。

よって、政府においては次の事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

記。

1. 免税軽油の制度を継続すること。

平成23年11月29日。

以下、関係機関に意見書を提出いたします。

以上でございます。

○藤堂議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は、次の諸点にわたって賛成討論をするものです。

ここに、意見書に書かれています理由自体、100%そのとおりだと私も思います。加えて野田内閣がTPPに交渉参加をするということに当たって、農業支援、農業が振興できるように食糧自給率が上がるように、こういう絵そらごとを述べています。しかし、その具体策は出されていません。そして、TPPの交渉参加、そして、行方は、参加をするに当たって農業が甚大な被害を受けるということは当の農水省でさえ試算をして、米が9割壊されてしまう、生産が壊されてしまう。そして、食料自給率が13%に落ち込んでしまう。こういう試算まで出しています。そして、農業者の負担軽減の施策は一向にされず、大規模で他国と争えば十分に勝てる、こういうそらごとを言っているところでもあります。

ここにありますように、来年の3月31日でこの制度が終われば、農業者の負担はさらに増えます。そういう点でも、この免税制度、ずっと長い間農業者の支援制度として培われてきました。このことが、ここにありますように道路財源、特定財源から一般財源にかわったという理由だけで廃止されること自体、国の方の農業生産や命を生み出す、命を支えるような、そういう食料に課税をしないという哲学をきちっと貫くべきだということを申し上げて、また、その中の1つでありますし、この制度を守るように要望していくことは大事な点だというように思いますので、賛成討論をさせていただきます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 起立全員であります。

よって、意見書第3号は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 本日、今年最後の臨時議会を開催をさせていただきました。職員の人事院勧告による給与の引き下げの条例改正というようなことございま

して、皆さんにご協力をいただき、可決をいただきました。大変ありがとうございました。

また、今ほどは軽油税、これについても、先ほど西澤議員からも賛成討論がございましたように、いろんな形でこのことが大きな影響をもたらすというようなことになれば、景気の浮揚にはつながらない部分も出てくるのではないかなというような思いをしております、私も軽油税については今後も継続してしていただくということが非常に大事なかなというような思いをしております。

12月に入りますと、現議員の皆さんは最後の定例議会が開催をされることとなります。したがって、皆さんも任期満了まで来年の2月4日ということになりました。これから寒い時期に入りますが、くれぐれもお身体をご自愛いただいて12月議会も乗り切っていただけたらありがたいなというような思いをしております。

本日は、大変ご苦労さんでございました。

○藤堂議長 これをもって、平成23年第4回甲良町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 丸 山 光 雄

署 名 議 員 丸 山 恵 二